

## (10) TPP 関連対策

ほ場整備係、水利係([一覧に戻る](#))

名 称	TPP関連農業農村整備対策
事業内容	<p>総合的なTPP関連政策大綱」に即し、担い手の育成・支援、農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減など農畜産業の競争力向上に必要な下記事業をTPP関連農業農村整備対策として実施するため、別枠で予算を配分する。</p> <p><b>【対策の内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備</li> <li>2 水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 高収益作物への転換を促すため、平場・中山間地域などにおける水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等</li> <li>3 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等</li> </ol> <p><b>【対策として実施できる事業】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県営 農業競争力強化基盤整備事業、水利施設等保全高度化事業、農地中間管理機構関連農地整備事業</li> <li>2 国営 国営農地再編整備事業、国営緊急農地再編整備事業、国営総合農地防災事業、国営環境保全型かんがい排水事業</li> </ol>
要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 (以下の全てを満たす場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域であること</li> <li>・担い手の米の生産コストが60キログラム当たり9,600円を下回ると見込まれること</li> <li>・直播栽培や地下かんがい等省力化技術等の導入により更なる生産コスト削減が見込まれること</li> <li>・担い手の米の生産コストがおおむね10%以上削減すると見込まれること (H30.2.1付け要綱改正以降に採択された地区に適用)</li> </ul> </li> <li>2 水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 (以下のいずれかを満たす場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加すると見込まれること(ただし、10%以上増加要件はH30.2.1付け要綱改正以降に採択された地区に適用)</li> <li>・作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること</li> <li>・作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%ポイント以上増加すること</li> </ul> </li> <li>3 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料作物の単位面積当たり収量が25パーセント以上増加することが見込まれること</li> </ul> </li> </ol>
実施要綱	TPP関連農業農村整備対策実施要綱
実施要領	TPP関連農業農村整備対策実施要領
適用	<p>高収益作物の定義</p> <p>主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米(備蓄用米を含む)並びに経営所得安定対策実施要綱Ⅳ第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の6(1)の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年6月2日法律第109号)第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物とする。</p>